

# 真岡市森林整備計画書

計画期間 { 自 令和 6(2024)年4月 1日  
至 令和16(2034)年3月31日 }

樹立年月日 令和 6(2024)年3月29日

栃 木 県  
真 岡 市

# 目 次

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4
3 その他必要な事項	6

### 第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	7
2 天然更新に関する事項	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	10
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準	10
5 その他必要な事項	10

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の作業種別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	12

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
3 その他必要な事項	15

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	16
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5 その他必要な事項	17

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

<b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3 作業路網の整備に関する事項	18
4 その他必要な事項	19
<b>第8 その他必要な事項</b>	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
<b>Ⅲ 森林の保護に関する事項</b>	
<b>第1 鳥獣害の防止に関する事項</b>	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2 その他必要な事項	20
<b>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	20
3 林野火災の予防方法	20
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5 その他必要な事項	21
<b>Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	21
<b>Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項</b>	
1 森林経営計画の作成に関する事項	22
2 生活環境の整備に関する事項	22
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
4 森林の総合利用の推進に関する事項	22
5 住民参加による森林の整備に関する事項	23
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7 その他必要な事項	25
<b>別表1 公益的機能別施業森林の区域</b>	27
<b>別記 真岡市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針</b>	27

# I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本市は、栃木県の南東部に位置し、県中央部の鬼怒川地溝帯と呼ばれる低地を南流する鬼怒川、五行川、小貝側等の諸河川がつくる平野部に位置するため、市の大半は平坦で肥沃な農地が広がっており、東部には八溝山系が伸びている。

市の総面積は16,734haで、そのうち民有林面積は8.4%にあたる1,410haである。そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は241haで、人工林率は17.1%で県平均よりかなり低い値である。

また、多くが平地林であり、各地に分散しており施業の共同化が図りにくい状況である。

しかしながら、森林は人々の生活に潤いを与える大切な資源であり、これらの優れた自然や里山林等など、身近な自然環境の保全と適正な利用が求められている。



## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、水源の涵養、国土の保全及び快適な生活環境の保全等の公益的機能や木材生産等の多くの機能を有している。

森林の整備にあたっては、それぞれの森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、下記の各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、森林整備にあたっては、森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
快適環境形成機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	・木材として利用する上で良好な形質の木材からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の各機能に配慮しつつ、地域における重視すべき機能に応じてゾーニングし、重視すべき機能の維持増進を図るための森林施業を推進することとする。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。

### 【森林の有する機能と森林施業の推進方法】

森林の機能	森林施業の推進方法
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本</li> <li>・伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散</li> <li>・立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進</li> </ul>
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本</li> <li>・樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進</li> <li>・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進</li> </ul>
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進</li> </ul>
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進</li> </ul>
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全</li> <li>・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進</li> <li>・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進</li> </ul>
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進</li> <li>・施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進</li> </ul>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模森林所有者が大部分を占めており、個人での森林施業には困難な状況にある。さらに、本市の人工林は市内各地に分散しており、施業の共同化が図りにくい状況にあるが、森林所有者の高齢化・世代交代、林業の収益性低下という環境の中で持続的な林業経営を存続するためには、森林施業の効率化は避けて通れない課題である。

このため、個人で経営が不可能な森林所有者においては、森林組合、森林総合監理士等と連携を図り、森林組合等林業事業体への施業の受委託の働きかけを行い、今後一層の広域的な森林施業体制の拡充を推進していく方針である。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とする。

また、成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は本市農政課とも相談の上、適切な時期に伐採するものとする。

【標準伐期齢】

単位：年

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ	天然生針葉樹	天然生広葉樹用材林	ぼう芽による広葉樹
全域	35	40	30	100	100	15

- 注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。
- 2 「サワラ」については、「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。
- 3 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については、20年とする。
- 4 標準伐期は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として市森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

地域森林計画に定める立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めるものとする。立木の伐採のうち主伐については、更新<sup>\*</sup>を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

なお、主伐に際して以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整備第1157号林野庁長官)を踏まえた方法とすることとする。

※ 更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区分	内容
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

ア 皆伐

一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

また、天然更新を行う森林は、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を目安として定めるものとする。

樹種	生産材の径級目標			主伐時期 (年)
	生産目標	仕立て方法	期待径級 (cm)	
スギ	役物：柱材	密仕立て	24	50
	一般材	中仕立て	26	50
	一般材	中仕立て	32	60
	造作材	密仕立て	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立て	24	60
	一般材	中仕立て	26	65
	一般材	中仕立て	30	75
	造作材	密仕立て	30	80

イ 択伐

択伐にあっては、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、材積率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。また、新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法

によらない場合は林業普及指導員又は本市農政課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法、集材の方法、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- カ 伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区画の明確化を行う。

### 3 その他必要な事項

ぼう芽による広葉樹林において、食用きのこ原木等に供される立木の伐採については、施業方法における伐期の延長及び長伐期施業によらず、標準伐期齢に達した後に用途に適した林齢において伐採するものとする。

集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ
広葉樹	クヌギ、ケヤキ、コナラ

注) 風致の維持や特定の動物の採餌などのため、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市農政課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。また、苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の導入に努める。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を基準として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定めるものとする。

##### 【人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

注) 1 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市農政課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

2 エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員

又は本市農政課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

【その他の人工造林の方法】

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や森林の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとする。
植付けの方法	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植えつけるものとする。 また、育苗期間を短縮でき、植付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を進めるものとし、伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を推進する。
植栽の時期	3月中旬～4月中旬を標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆 伐	2年以内
択 伐	5年以内

※1 年数は当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算したものである。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ類
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ぼう芽性の広葉樹

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新が図られる森林において行うものとする。

天然更新を行う際には、期待成立本数の10分の3以上の本数(ただし、草丈(おおむね50cm)以上のものに限る。)を更新する。また、天然更新が困難な場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

#### 【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ、クヌギ類	10,000本/ha	3,000本/ha

#### 【天然更新補助作業の標準的な方法】

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然更下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害される箇所について行うこととする。
植え込み	天然稚樹の育成状況を勘察し、下種更新及び萌芽更新の不十分な個所については、経営目標等に適した樹種を選定して必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った個所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～4本残すものとし、それ以外のものをかきとることとする。

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3～4年目頃に根又は地際部から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数2～4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行う。

なお、更新完了の確認方法については、おおむね草丈（おおむね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

## 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の基準命令については、次のように定める。

### (1) 造林の対象樹種

ア 人工林の場合は、IIの第2の1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合は、IIの第2の2の(1)によるものとする。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における天然更新により成立させる立木の本数は、対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の想定立木本数を10,000本/haとし、それに10分の3を乗じた立木の本数以上とする。

## 5 その他必要な事項

特になし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

(1) 間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既存の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について定めるものとする。

単位 本数：本 時期：年

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)							主伐 (目安)
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物・柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物・柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

【標準的な方法】

- (ア) 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。
- (イ) 間伐率は、概ね20～35%とする(保育間伐では低率、収入間伐では高率)。
- (ウ) 間伐により適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努めるものとする。
- (エ) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

### 【標準的な方法】

保育の種類	標準的な方法
下刈り	局所的気候条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により実施する。 実施時期：1～7年生程度。
つる切り	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期：10年生前後に必要なに応じて行う。
除伐	下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合に行う。 実施時期：必要なに応じて行う。

## 3 その他必要な事項

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は本市農政課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する公益的機能の区分に基づき公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものである。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、主要な河川の上流に位置する水源  
地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に  
存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の  
維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

#### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発展させる施業を基本と  
し、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散  
を図ることとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森  
林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないよう施  
業するものとする。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林又は保健文化機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

次の①～③の森林などを別表1により定める。

#### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、  
林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。

#### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進す べき森林

飛砂防備保安林や、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、

地域の快適な生活環境の保全を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

## イ 森林施業の方法

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・伐採等を推進することとする。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、広葉樹林の美しい景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。  
また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

これらの森林については、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を推進するものとし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める

とともに、その区域内において林地生産力が高く傾斜が比較的穏やかであり林道等や集落から近い森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

## (2) 森林施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を以下のように定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進し、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

また、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないよう施業するものとする。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期 (年)
スギ	役物：柱材	密仕立て	50
	一般材	中仕立て	50
	一般材	中仕立て	60
	造作材	密仕立て	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立て	60
	一般材	中仕立て	65
	一般材	中仕立て	75
	造作材	密仕立て	80

## 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市においては農村地帯に点在する平地林が大部分を占めているため小規模所有者がほとんどで、単独で森林施業を計画的に実施することが困難な状況にある。そのため、森林の施業を森林組合等に委託することにより、施業の集約化を図り、森林経営計画の策定等、計画的な森林施業を推進するものとする。

また、県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、また、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進するものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者個人での施業が不可能な場合においては、県及び森林組合と協力して、必要な情報の提供を行い、森林組合を主とした林業事業体への長期の施業委託等森林の経営の委託への助言及び斡旋を行い、森林経営計画の策定等による施業の集約化、規模の拡大を促進するものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業又は経営の受委託実施するにあたっては、造林、保育及び伐採などの森林の施業や保護が実施できるようにする委任契約となる長期施業委託契約を締結し、施業又は経営の実施に困難となる事情が発生しないよう、事前に合意形成を図ることとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

様々な条件・状況から適切な森林の経営管理ができない森林については、令和2年度実施の意向調査を基に、森林経営管理制度の活用を検討する。

その際には、本市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理を委ね、森林経営計画を策定して適切な森林の管理を行う。

また、経営管理に適していない森林については本市が適切な管理を行っていく。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本市においては農村地帯に点在する平地林が大部分を占めているため小規模所有者がほとんどで、単独で森林施業を計画的に実施することが困難な状況にある。このような状況を踏まえて、個人で経営が不可能な森林所有者においては、第5に掲げるとおり、意欲と能力のある林業経営者への委託による森林経営計画の策定を推進して森林施業の共同化・合理化に努める。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

作業路網の整備は、効率的な林業経営を行う上で基盤となる施設である。

開設にあたっては、林産物の搬出コストの低減や森林の適正な整備・管理を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用することとする。

#### 【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0～15度)	車両系 作業システム	110m 以上	35m 以上
中傾斜地 (15～35度)	車両系 作業システム	85m 以上	25m 以上
急傾斜地 (35度～)	車両系 作業システム	60 <50> m 以上	20m 以上
	架線系 作業システム	5m 以上	5m 以上

(注)個々の施業地における路網密度の目安

(注)「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注)基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称

(注)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度を示している。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進する。

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保・土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本とし、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日付け環森政第229号環境森林部長通知）に則り整備することとする。

#### イ 基幹路網の整備計画

該当なし

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備するため、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本とし、栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日付け環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に則り整備することとする。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理に関する事項と同様とする。また、伐採作業と造林作業の連携等による再造林のガイドライン（平成30年7月23日付け林産第55号栃木県環境森林部林業木材産業課通知）に基づき、適正な整備を推進することとする。

#### 4 その他必要な事項

森林施業を実施するのに不可欠な既設路網の効果が十分達せられるよう点検を行い、必要に応じて補修等の整備を行うものとする。

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

小規模な森林所有者が多く、しかも農業との兼業がほとんどである本市においては、林業従事者の養成及び確保を進めるため関係機関及び団体等との連携を密に図り、各種林業補助施策を導入することについて検討することにより、林業従事者の技術向上、後継者の育成に努めることとする。

また、主たる林業担い手としての期待が大きい森林組合については、林業労働力確保支援センターを主とした研修等、国や県、関係機関と連携し、経営基盤の強化と担い手の育成に協力するものとする。

栃木県においては、新規林業就業者の確保・育成について、栃木県林業人材確保・育成方針（令和3年1月策定）に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされている。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

栃木県においては、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構造を進めており、連携を図ることとする。

#### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特用林産物のうちシイタケについては、いずれも個人経営で農業との複合経営の小規模なものである。

今後については、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農業協同組合と連携して販路の拡大に務め、生産振興を図ることとする。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

設定なし

##### 2 その他必要な事項

該当なし

#### 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見に努め、森林病害虫等防除事業による被害木の伐倒駆除等を実施することにより、被害地域の拡大を防止し、健全な森林育成に努めることとする。

また、保全すべき松林については、松くい虫等のまん延の防止のために伐倒駆除する必要がある場合は、伐採の促進に関して指導等を行う。

なお、ナラ枯れ被害については、県内でも急激な広がりを見せており令和4年度に本市で被害発生が確認されたことから、関係機関等と情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、被害発生時の防除実施体制（伐倒駆除、被害区域の拡大防止等）を構築する。また、ナラ枯れ被害拡大防止のため、防除作業を行うとともに防除方法等に関して指導を行っていく。

###### (2) その他

該当なし

##### 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

該当なし

##### 3 林野火災の予防方法

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものであるため、一般市民に対し林野火災予防の意識の啓発を図る。

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、「真岡市火入れに関する条例」に基づき実施するものとする。

その際には、火入責任者は、現地の気象状況に異常がみとめられないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。かつ、「真岡市火入れに関する条例」の留意事項を厳守し実施することとする。

#### 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
山前 2～8, 10～13林班 物部 1～11林班	

(2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能増進に関する特別措置法第3条の規定に基づく「森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林」の該当はない。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域  
森林法施行規則第33条第1号口の規定による区域については、以下の区域とする。

区 域	林 班	区域面積 (ha)
真岡・中村	真岡1～7、中村1～14	169.08
大内・山前	大内1～16、山前1～13	845.24
久下田・長沼 物部	久下田1～4、長沼1～3 物部1～14	396.08

#### (2) その他

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し適切に行うものとする。

- (ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽  
(イ) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法  
(ウ) IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等をする上で留意すべき事項  
(エ) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の森林の多くは、住宅地に隣接し、生活環境保全に寄与している。  
また、これらの森林は、防災機能も有していることから、広域非難場所等に樹木を植栽し市街地の防災機能を高めて行く。

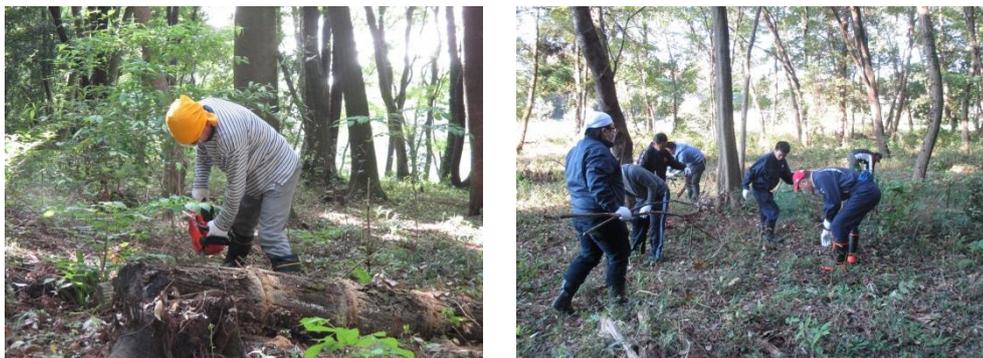
### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 住民参加による取り組みに関する事項

平成18年2月に設立した「もおか環境パートナーシップ会議」は、市民、事業者、市の協働による環境保全活動に取り組んでおり、自然の再生や環境学習などの活動のほか、人と自然がふれあう里山づくりも行っている。活動場所は、大久保川周辺であり、里山づくりのために集まった市民や市内企業のボランティアにより山の下草刈りや除間伐作業を定期的に行っている。



もおか環境パートナーシップ会議の活動の様子

また、平成20年度からは、栃木県が進める「とちぎの元気な森づくり県民税事業」において、荒廃していた森を明るく安全な森へと整備を行った。平成30年度からは、第2期として期間を10年間延長し、市内の里山を地域ぐるみで保全することに取り組んでいる。

現在、この事業により里山の管理をしている場所は、真岡インターチェンジ周辺で大久保川に隣接している「長田地区」、北関東自動車道に隣接した「伊勢崎地区」、磯山のある「東大島地区」、茨城県境の「古山地区」、高田山専修寺の森がある「高田地区」及び中村八幡宮の社叢の「中地区」であり、総面積は約39.4haに及んでいる。

そのほか、野生獣から農作物被害を軽減するための里山林整備事業も行っている。実施場所は、市東部の八溝山系に連なる山地を持つ「南高岡地区」及び「須釜地区」であり、今後も小貝川東部の地区について実施していく方針である。



ふれあいの森 伊勢崎



南高岡地区の山林

さらに、根本山生きものふれあいの里を活用し、自然体験教室や自然観察会等の開催により、森林環境問題等に関する意識の高揚と普及啓発に努める。



根本山生きものふれあいの里での活動の様子

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項  
該当なし

(3) その他  
該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度について、令和2年度実施の意向調査を基に、森林組合等の林業経営者と連携を図りながら、経営管理権の設定、森林経営管理集積計画の作成、測量調査等適切な対応により事業を推進していく。

## 7 その他必要な事項

### (1) 森林法第10条の7の2に関する事項

地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、市長にその旨を届出なければならない。

### (2) 森林法第10条の8に関する事項

森林所有者等が地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採する場合は、市長へ事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出し、伐採後の造林（転用の場合は伐採が終了）が終了したときの森林の状況について、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を報告しなければならない。

### (3) 保安林等の施業に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

### (4) 国内希少野生動植物に関する事項

本市は、八溝山系に属する標高200m前後の山地、鬼怒川・五行川・小貝川等の河川、山あいの谷筋や台地間の谷地に残る湿地など変化に富んだ地形を有していることから、本市特有の自然環境と生態系を生みだしており、さまざまな種類の動植物が生息・生育している。

しかし、市街地の拡大や私たちの生活スタイルの変化が自然環境に対し大きな影響を及ぼしていることが考えられ、近年、里山では、管理放棄によって森林が荒廃し、動植物の個体数や種の減少が見られる。

また、本市では、国や栃木県のレッドリスト（絶滅のおそれのある希少な動植物）に記載されている動植物も確認されており、関係機関並びに地域住民と連携・協力を図りながら、その生息・生育地の保全を進めていく必要がある。

### (5) 緑地環境保全地域に関する事項

根本山自然観察センター周辺（根本山生きものふれあいの里）は、栃木県緑地環境保全地域に指定されており、その緑地環境を保全する

とともに、森林（自然）とのふれあいの場として利用し、自然散策や体験教室の開催、小学校の校外学習などを通じて、森林の有する多面的機能の理解を深める場としての役割を果たしている。

(6) 森林の施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行の確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

また、森林ボランティア活動等を通じて、市民参加の森林づくりを進め、森林の適切な保全を図るとともに、森林施業について、広く市民の理解と協力を得ることに努めるものとする。

(7) 森林資源の利用促進に関する事項

平成23（2011）年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（令和5（2023）年改正）」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進する。平成25年2月18日策定の「真岡市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」（別記）及び平成29年10月10日制定の「栃木県県産木材利用促進条例」に基づき、木の良さの普及啓発を推進するとともに、公共施設の木造・木質化、地域材の利用促進に努めることとする。

また、森林資源を循環利用し、里山の景観を維持する。

(8) 木材合法性確認の取組に関する事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進することとする。

(9) 太陽光発電施設の設置に関する事項

太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行い、地域住民の理解に配慮するとともに「真岡市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に基づき、災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全を図ることとする。

(10) 盛土規制法に関する事項

盛土等に伴う惨害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法

(昭和36年法律第191号)の制度の厳正な運用に努めるとともに、「真岡市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づき、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、生活環境及び自然環境の保全を図ることとする。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山 前1、9林班	113.69
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	真 岡1～7林班 大 内1～16林班 山 前11～13林班 中 村1～14林班 久下田1～4林班 長 沼1～3林班 物 部14林班	601.79
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山 前9林班	50.16
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山 前1～8、10林班 物 部1～13林班	758.45

(注)

- ア) 平成24年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

## 【別記】

### 真岡市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針

平成 25 年 2 月 18 日策定

#### 第 1 目的

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）に基づく、国及び県の基本方針に則し、真岡市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針（以下「方針」という。）を定め、公共建築物等への木材の利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資することを目的とする。

#### 第 2 公共建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

##### 1 木材利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、木材の積極的な利用に努めるものとする。本方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいう（市以外の者が整備する建築物を含む。）。また木材とは、真岡市内又は県内の森林から産出し、かつ、産地証明された木材（以下「地域材」という。）をいう。

##### 2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がる場合には、その採用についても検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設及び治安上の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

##### 3 木造化のほか利用促進を図るための施策

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料としても、地域材の利用に努めるものとする。

###### （1）公共建築物

2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の公共建築物は木造化に努めるものとする。なお、木造化が困難と判断される場合でも内装等の木質化に努めるものとする。

###### （2）公共工事

地域材を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

###### （3）その他

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文房具等の消耗品については、地域材を使用した製品の導入に努めるものとする。

#### 第 3 市が整備する公共建築物等における地域材等の利用の基本方針

##### 1 市有施設の木造化・木質化

（1）市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の施設は木造化に努める。

ア 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化をすることが困難な場合

イ 著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合

ウ 施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合

エ 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合

オ その他、木造化することが困難な場合

(2) 木造以外の施設にあっても、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令の規定により制限等がある場合を除き木質化を図る。

(3) 市民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、また多くの市民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・椅子などの備品等に地域材等を用いた製品を積極的に使用する。

## 2 公共工事等における地域材の利用

市が実施する公共工事においては、工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設としての必要な性能等を勘案しつつ、地域材や地域材を使用した製品等の利用に努めるものとする。

## 第4 その他公共建築物等における地域材の利用促進に必要な事項

### 1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意するものとする。

### 2 体制の整備に関する事項

市は、地域材の円滑な利用を推進するため、関係機関との円滑な連絡調整等を行う。

### 3 普及啓発に関する事項

市及び木造施設の管理者は、市民及び施設の来訪者に木のぬくもりなど、木の良さの普及啓発に努める。

また、市以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に地域材が利用されるように、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

## 附 則

本方針は、平成25年4月1日から適用する。